

意見提出者	社団法人電子情報技術産業協会
1. 項目	実験試験局免許の放送実験での活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	エリアワンセグの実験試験局免許にて実験を行う場合、将来の実用化が期待される広告や販売促進での需要を確認したいが、そのような情報発信が商用と見なされており配信が出来ない。そのため、エリアワンセグのビジネス的効果測定を行う事が出来ない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	エリアワンセグの実験を行う場合は、実験試験局免許を取得して行うが、広告や販売促進を図る内容を電波発射できない。 (無線局開設の根本的基準)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	実験試験局免許であっても、広告や販売促進における需要を確認するための、非営利の情報配信に限定したものについては、エリアワンセグの効果測定を出来るに様に制度を見直すべきである。